

# 施設園芸セーフティネット構築事業に おける新たな特例について

2024年9月  
農産局園芸作物課  
農林水産省

# 省エネ加速化特例について

- 化石燃料のみに依存しない園芸施設等（ハイブリッド型園芸施設等）の割合を2030年までに50%まで増加させるというみどりの食料システム戦略の目標達成に向け、**ヒートポンプ等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という。）を導入し燃料使用量を50%以上削減する者**に対し、新たに**省エネ加速化特例**を措置します。

## 特例要件

- **3年間で10a当たりの燃料使用量の50%以上削減**に取り組む者
- 特例が適用される**事業初年度に省エネ機器を導入することが確実な者**又は**既に省エネ機器を導入している者**（省エネ機器導入前と比較して燃料使用量の削減割合が50%未満の者に限る）

## 特例内容

- 省エネ機器を導入し、3年間で化石燃料の使用量の50%以上の削減に取り組む場合、補填数量(※)を**70%から100%に引き上げ**

※基準量の50%の数量を上限とする。

## 対象期間

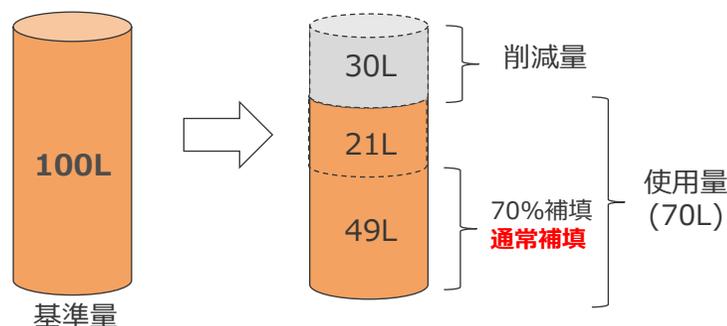
実施期限：令和9事業年度

- ※ 事業参加者ごとの取組計画に即して申請し、一人一期（最大3年間）までです。
- ※ 申込期限は令和8事業年度までです。なお、令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間となります。

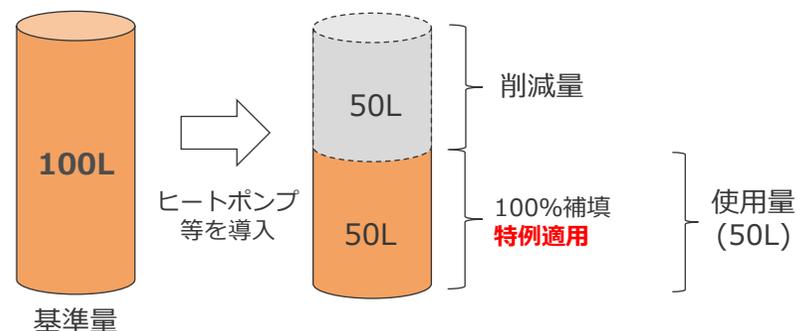
省エネ加速化特例… 補填単価 × 燃料購入数量の100% (※)

※基準量の50%の数量まで

### 〈通常補填〉



### 〈省エネ加速化特例〉



# 省エネ加速化特例の対象者について

- **3年間**で燃料使用量の**50%以上削減**に取り組む者
- 特例が適用される事業初年度に**省エネ機器を導入することが確実な者**又は**既に省エネ機器を導入している者**（省エネ機器導入前と比較して燃料使用量の削減割合が50%未満の者に限る）

SN加入状況	R 5 事業年度加入者				R 5 事業年度未加入者	
省エネ機器導入状況	省エネ機器導入未済		省エネ機器導入済		省エネ機器導入未済	省エネ機器導入済
現行計画の削減率	50%未満	50%以上	50%未満	50%以上	—	—
特例対象	○	×	○	×	○	○

## 省エネ機器導入前と比較して50%未満かの判断基準

### 新たに省エネ機器を導入する者

- ・ 前期計画の現在値（実績値）と基準量（次期計画の現在値）を比較

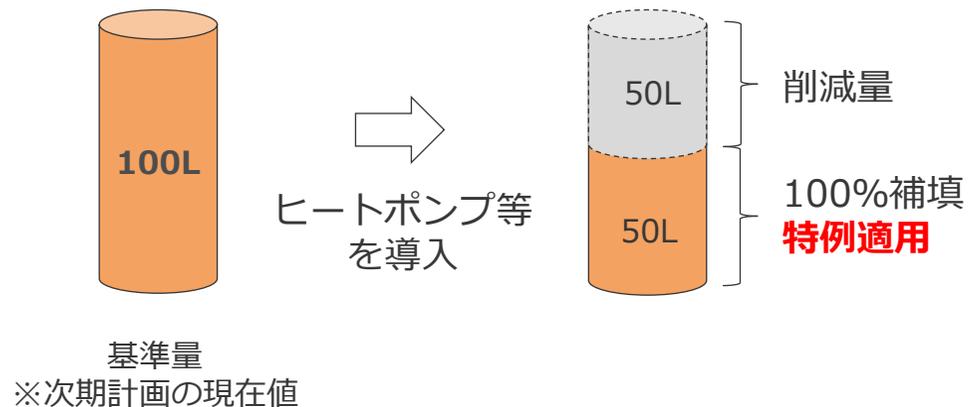
### 既に省エネ機器を導入している者

- ・ 基準量（導入直前の現在値（実績値））と次期計画の現在値を比較

# 省エネ加速化特例 〈ケーススタディ〉

## 〈新たに省エネ機器を導入した者〉

省エネ加速化特例… 補填単価 × 燃料購入数量の100% (※)  
※基準量の50%の数量まで



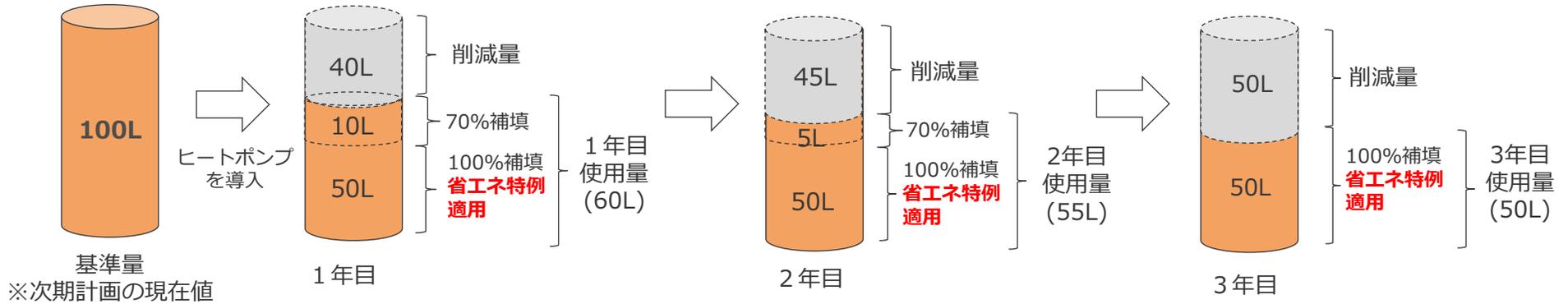
## 〈既に省エネ機器を導入している者〉



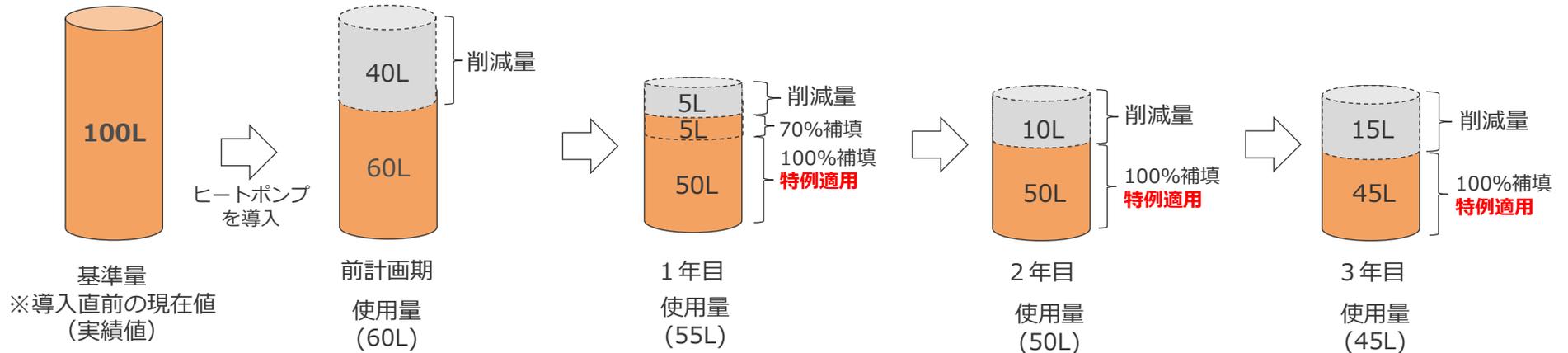
# 省エネ加速化特例 〈ケーススタディ〉

省エネ加速化特例… 補填単価 × 燃料購入数量の100% (※)  
 ※基準量の50%の数量まで

## 〈新たに省エネ機器を導入し、3年間かけて50%削減する者〉



## 〈既に省エネ機器を導入し、3年間かけて50%削減する者〉



# 補填金交付の流れ 〈補填金交付例〉

- 補填金は、特例適用数量に達するまで100%で補填し、超過した分は通常の70%補填。
- 特例分の補填金（30%分）の支払いは事業年度末にまとめて支払い。

〈パターン1〉 特例適用数量：50L、既に省エネ機器を導入しているもしくは10月に省エネ機器を導入している場合

	10月	11月	12月	1月	2月
使用量	10L	20L	30L	40L	50L
補填割合	100%	100%	20Lは100% 10Lは70%	70%	70%
使用量累計	10L	30L	60L	100L	150L
特例適用数量累計	10L	30L	50L	50L	50L

〈パターン2〉 特例適用数量：50L、11月にヒートポンプを導入した場合

	10月	11月	12月	1月	2月
使用量	50L	30L	15L	15L	10L
補填割合	70%	100%	100%	5Lは100% 10Lは70%	70%
使用量累計	50L	80L	95L	110L	120L
特例適用数量累計	-	30	45L	50L	50L

# 補填金交付の流れ

- 特例分の補填金（30%分）の支払いは事業年度末にまとめて支払うことが望ましい。
- 特例を申請する予定の者は必ず令和6事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の申請をしておくこと。

## ①施設園芸SN構築事業申請

- 令和6事業年度施設園芸セーフティネット構築事業に加入を希望する支援対象者は省エネ推進計画を策定し、協議会に提出

～8/20（火）

## ②特例申請

- 特例を希望する事業参加者は、10a当たりの燃料使用量を50%以上削減する省エネ取組計画を策定し、省エネ機器の導入証明を提出（もしくは省エネ機器を導入次第提出）

※ 特例を希望する事業参加者は施設園芸SN構築事業に申請（8/20×）をしておくこと。  
なお、特例を希望し省エネ取組計画を変更した場合も積立金の契約は変更しない。

10月末

## ③燃料購入数量報告・通常補填金支払い

- 事業参加者は、支援対象者を経由して、都道府県協議会に各月の燃料購入数量（領収書のほか購入伝票等）を報告
- 都道府県協議会は、全員に対し通常補填分（70%）は毎月支払い

10月～翌6月（毎月）

## ④特例補填金額の計算・支払い

- 都道府県協議会は、補填単価とこれまでの燃料購入数量をもとに特例分（30%）の補填金額を計算
- 省エネ機器導入を確認
- 都道府県協議会から支援対象者に対し、特例分の補填金を支払い
- 支援対象者は、事業参加者に補填金を支払い  
※ 特例は省エネ機器を導入した月の購入数量から対象

6月～8月

1年間の流れ